

## 緊急情報通信施設利用申込書

令和 年 月 日

佐渡市長 様

緊急情報通信施設の利用及び端末機の設置について、佐渡市緊急情報通信施設設置条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

利用者氏名	
利用者住所	佐渡市
連絡先	氏 名 電話番号（ ） 携帯電話（ ） ※申込確認等の連絡時間 (希望する時間帯を記入してください)
建物の種類	チェック <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。 <input type="checkbox"/> 個人持家 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 集合住宅（アパート等） <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※具体的に記入してください。
希望設置場所	※上記「利用者住所」と異なる場合のみ記入してください。 佐渡市
ケーブルテレビ等回線設置の有無	チェック <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。 <input type="checkbox"/> 有    ( <input type="checkbox"/> CNS <input type="checkbox"/> サドテレビ <input type="checkbox"/> e-sadonet(ケーブルインターネット)) <input type="checkbox"/> 無
備 考	2台以上の設置を希望する場合→要（ ）台（※端末代、設置代等全て有償となります）

「建物の種類」で「集合住宅（アパート等）」にチェックを付けた方のみご記入ください。

施設名称 (アパート名等)		部屋番号	
備 考			

## 注意事項

1世帯、1事業所につき、1台の端末機の無償貸与となります（端末機は本市の備品です。）

# 利用申込書受付のご案内

「緊急情報伝達システム整備事業」は、市内の各世帯に戸別受信機を設置し、ケーブル回線を使って、災害等の緊急情報や市からの広報等をお知らせするシステムを構築する事業です。

## ◆ 緊急放送

緊急地震速報やJ-ALE RT(全国瞬時警報システム)等の有事・災害情報を放送します。



# 戸別受信機からは、 こんな放送が 流れます

## ◆ 一般放送

市からの健診や行事等の行政情報を放送します。



## ◆ 臨時放送

火災情報などの速やかにお知らせしなければならない情報を放送します。



## ◆ 地域内放送

地域ごとの情報も放送できます(総会の案内、地区運動会の開催等)。



※戸別受信機(縦約10cm×横約20cm)

■戸別受信機1台は無償貸与です(※月々の使用料はかかりません)

■戸別受信機1台の設置にかかるケーブル線の引込工事や宅内工事は市が負担します

★ただし、下記の場合は自己負担が発生します。

- 標準工事(露出配線等)以外の工法及び特別材料(電源タップ、モール、配管材料、ブースターなど)をご希望の場合
- 設置後に回線を移設される場合
- 2台以上の設置を希望される場合
- 月々の電気料

※利用申込書で知り得た個人情報は、戸別受信機の設置のため、工事を担当する業者に提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、個人情報は、守秘義務により、厳重に管理され、台帳管理及び戸別受信機設置の目的以外に使用しません。

◆お申し込みは、申込書に必要事項を記入のうえ、本庁、各支所及び各行政サービスセンターに提出してください。

佐渡市防災管財課防災安全係(☎63-3125)

